

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の平成 28 事業年度主務大臣評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	主務大臣による平成 28 年度に係る業務の実績に関する評価結果において、役員解任等につながる評価はなかったことを踏まえ、役員解任等は行わなかった。
----------	---

2. 役員報酬への反映について

役員報酬への反映	常勤役員の俸給の月額や期末特別手当の額について、常勤役員の業績を考慮して、理事長が必要と認めるときは増減することとしているが、平成 29 年度においては、業績反映による役員報酬の増減は行わなかった。
----------	---

3. 法人の運営、予算への反映について

(1) 全体

評価項目	主な指摘事項*1	平成 29 及び平成 30 年度の運営、予算への反映状況
全体	<p>評定：B</p> <p><主務大臣からの指摘></p> <p>全体として研究業務は順調に進捗したが、一部震災の影響等により遅れが生じている研究課題については、予算配分の工夫等で進捗の加速化を図られることを期待する。また、研究開発成果の最大化に向けて重要となる知的財産マネジメントについては、「知的財産に関する基本方針」を定め、年度計画に基づき順調に進捗しているが、成果の商品化・事業化における知的財産管理のノウハウの蓄積を進める等、マネジメント強化をさらに進める必要がある。法人統合による組織・業務の再編については、研究拠点及び研究施設・設備の集約も進め、統合による相乗効果が発揮できるよう継続的なフォローアップを実施していくことが重要である。ガバナンスの強化については、研究費等支出の管理の徹底、情報セキュリティ対策及び環境対策・安全管理の推進等、引き続き取組の充実を求める。</p>	<p><平成 29 年度></p> <p>熊本地震で被災した研究施設の復旧に特別修繕費を配分するとともに、震災の影響を受けた研究課題に理事裁量経費を配分し、年度計画に沿った進捗が得られた。</p> <p>各種研修や会議の機会に「知的財産に関する基本方針」の説明会を開催し、成果の商品化・事業化における知的財産管理のノウハウの蓄積を進めるなど、更に知的財産マネジメントの取組を強化した。</p> <p>研究拠点及び研究施設・設備等の集約については、平成 30 年度からの施設集約化 5 か年計画を策定し、法人統合による相乗効果等、新組織設置の目的が十分に発揮されているかフォローアップ調査を実施した。更に、統合により分担が不明確となった業務の再整理を行い、グループウェアにより職員へ周知したほか、業務の棚卸しや見直しについて、本部・研究センター等の職員によるワーキンググループを設置し業務の効率化に向けた改善を図った。あわせて、事業場の業務と組織の業務を再整理し、統合による相乗効果が発揮できる体制の検討を進めた。具体的には、つくば地区を対象に、事業場に管理部門を有していない大わし事業場</p>

		<p>に管理部門を設置することとしたほか、各事業場における管理・運営、指示・指導を統一的行えるように、「事業場の運営 早わかりマニュアル」を作成し、説明会により周知した。</p> <p>内部統制強化の一環として、不適正経理の再発防止策を継続して実行するとともに、「研究費の支出に関するハンドブック」を改訂し（平成 29 年 5 月改訂）、グループウェアで職員に周知して研究費等の適正管理の徹底を図った。更に、効率的な予算管理を行うため、セグメント毎の執行状況を役員会で報告するとともに、担当理事及び大課題推進責任者が研究費等の執行状況を組織単位、課題単位で随時確認できるように、研究成果管理システムの BI ツールを稼働させた。</p> <p>情報セキュリティ対策については、政府統一基準群及び農林水産省セキュリティポリシーに準拠して早急に必要な 9 項目の手順書を策定、また、情報セキュリティ体制の役割別に教育や研修を行い、実効性を高めた。更に、サポート終了ソフトウェアの起動制御など、対策機能の拡充を進めた。</p> <p>環境対策・安全管理の推進についても、法令に基づく管理が必要な全ての化学物質について、本部が一元的に管理できるシステムを整備するなど、引き続き取り組んだ。</p> <p><平成 30 年度></p> <p>知的財産マネジメントをより強化するため、従来の「連携広報部」を廃止し、新たに「知的財産部」及び「広報部」を新設する。「知的財産部」には、「知的財産戦略室」及び「国際標準化推進室」を新設し、明確な知的財産戦略に基づき知的財産の確保及び研究成果の国際標準化に積極的に取り組む。</p> <p>研究拠点及び施設・設備等の集約に関しては、平成 29 年度に策定した施設集約化 5 か年計画の工程表に基づき、対象施設毎に個別計画を策定して重点的に取り組む。更に、新設組織等のフォローアップ調査を踏まえたマネジメントの改善を行い、統合・組織改正の相乗効果を発揮できる体制づくりに引き続き努める。</p> <p>研究費の使用に関するハンドブックは、引き続き改訂を実施し、職員に確実に周知し、予算の適正な使用に努める。併せて、各収</p>
--	--	---

	<p><国立研究開発法人審議会からの指摘></p> <p>研究の推進に当たっては、開発する技術を構成する諸要素について問題点・改善点を明確にし、各年度の到達点を整理しておくことが、研究の進展度を理解する上で必要である。このような整理により、技術の地域適用や普及・改善に向けた次のステップへ繋げることを期待したい。</p> <p>また、品種や技術の海外流出を防止する対策の強化を求める。優れた研究成果が日本の国益となるよう、今後は競争意識をより高く持ち、技術を守ることや海外から学ぶことにも重点を置かれることが望まれる。</p> <p>台風被害対策としても様々な取組をしている。加工用ばれいしょの不足への対応もその一つだが、農研機構の貢献をしっかりとアピールしてもらいたい。</p>	<p>益化単位業務の予算執行状況を随時把握する。</p> <p>情報セキュリティ対策については、政府統一基準群及び農林水産省セキュリティポリシーに準拠した手順書の策定を完了させるほか、引き続き情報セキュリティ体制の役割別に教育や研修を行い、実効性を高める。また、未知の不正プログラムの検知技術を導入し、インシデント発生 of 未然防止や被害拡大防止の機能を高度化する施策を進める。</p> <p>本部と研究センター等の情報共有を進め、化学物質管理に関する計画を策定し、これに基づいて環境対策・安全管理推進の一層の強化を図る。</p> <p><平成 29 年度></p> <p>研究課題の進捗管理をより着実に実施するため、中課題毎に数値目標等を取り入れるとともに、平成 28 年度の評価結果を踏まえて、各年度の到達点を示す進行管理表を見直し、定期的に進捗状況を確認して研究の着実な進展を図った。</p> <p>品種や技術の海外流出防止対策強化のため、引き続き農林水産省の海外品種登録出願経費支援を利用して外国出願を行い、育種素材を民間等に提供する場合は共同研究契約を結び、農研機構の知的財産を確保しつつ民間の育種に貢献するなどにより農研機構が民間等の海外戦略に寄与できるようにした。また、「国際農林水産業研究戦略（平成 28 年農林水産技術会議決定）」に沿って策定した「国際的な視点に立った研究活動の推進に関する基本方針」に則って、オランダワーヘニンゲン大学研究センター（WUR）へのリエゾン・サイエンティスト配置を決定、国際共同研究活性化のための国際共同研究スタートアップ制度（組織内で公募）の新設等、国益の増大等につながる国際的な視点に立った研究の推進を強化した。</p> <p>災害対策については、九州北部豪雨での被災予測に関する情報提供や現地での緊急調査等専門性を生かした取組を行うとともに、取材には丁寧に対応し、被災地への貢献を十分アピールした。また、熊本地震での農地・作物生育への影響調査を報告するシンポジウムの開催等、被災地への継続的な支援を行っている。</p>
--	--	---

		<p><平成 30 年度></p> <p>研究課題の進捗管理をより着実に実施するため、中課題毎に各年度の技術到達目標を明確にしたロードマップを策定し、進捗状況を確認する。また、平成 29 年度の評価結果を踏まえて、要素技術の各年度の到達点を示す進行管理表の見直しを行うとともに、定期的に進捗状況を確認し、研究の着実な進展と社会実装に向けた開発技術の計画的な移行を図る。</p> <p>「知的財産部」の新設により、農研機構本部の司令塔機能を強化するとともに、品種や技術の海外流出防止対策強化のため、引き続き農林水産省の海外品種登録出願経費支援を利用して外国出願手続きを進めていく。また、共同研究契約に基づき育種素材を民間等に提供することとし、農研機構の知的財産を確保しつつ民間等の育種に貢献するとともに、品種の海外流出防止対策を進める。国際的な研究については、オランダ WUR に派遣するリエゾン・サイエンティストを通じた WUR とのオープンイノベーションの推進や、国際共同研究スタートアップ制度の拡充により強化していく。</p> <p>災害被害対策については、平成 28 年熊本地震農業被害からの復旧・復興のための参考技術情報、東日本大震災への対応等役立つ情報をウェブサイト等で継続的に提供し、農研機構による貢献のアピールに努める。</p>
--	--	---

*1：主務大臣からの指摘は平成 28 年に係る業務の実績に関する評価書の<項目別評価の主な課題、改善事項等>を、国立研究開発法人審議会からの指摘は、<研究開発に関する審議会の主な意見>を示す。

(2) I 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

評価項目	主な指摘事項*1	平成 29 及び平成 30 年度の運営、予算への反映状況
1 ニーズに直結した研究の推進と PDCA サイクルの強化	<p>評価：B</p> <p><主務大臣からの指摘></p> <p>新たに構築した評価体制により、より一層の PDCA サイクルの強化を図りたい。コンタクトシートを外部からの問い合わせ記録としても活用し、問い合わせに至った経路（新聞記事、イベント、ホームページ、アグリサーチャー、</p>	<p><平成 29 年度></p> <p>PDCA サイクルの強化では、<審議会からの意見>等により「I-9(4)環境問題の解決・地域資源の活用」での組織体制の見直しや、意見に対応した研究強化等を行い、評価結果を着実に業務の改善・改革に活用した。更に、評価結果を研究費に反映させるイ</p>

	<p>ロコミ等)を把握するなど、情報発信方法の改善に反映させることを期待する。また、引き続き民間企業等との連携を強化し、外部資金の獲得に努める必要がある。</p>	<p>インセンティブ予算を導入するとともに、人的資源の配分に研究推進担当理事のマネジメントをより強く反映させた。また、主務大臣評価の指摘事項への対応をウェブサイトで早期に公表し、業務遂行へ反映するよう努めた。</p> <p>問い合わせ対応にあたっては、当方の情報源や新たな研究ニーズにつながる情報を聞き取り、記録として活用するため、農研機構全体で統一的なコンタクトシートの様式を整え、研究企画につなげた。また、民間企業と連携した実用化研究推進の一環である資金提供型共同研究を促進するインセンティブ経費を設定し、一層の資金獲得に努め、共同研究件数、提供資金額とも前年を上回った。</p> <p><平成 30 年度></p> <p>セグメント単位で階層別に行う評価体制を継続するとともに、評価資料の書式改善等により PDCA サイクルの見える化を図り、主務大臣、審議会及び農研機構評価委員会からの指摘が着実に反映されるよう努める。</p> <p>新設の「広報部」に「広報戦略室」を設置し、情報発信方法の改善も含め戦略的な広報の強化を図る。</p> <p>産学官連携活動の司令塔強化のため、連携広報部の連携企画室を改組し、理事長直下に「産学連携室」を設置するとともに、食農ビジネス推進センターとの連携を強化し、一層の外部資金獲得に努める。</p>
<p>2 異分野融合 ・産学官連携によるイノベーション創出</p>	<p>評価：A</p> <p><主務大臣からの指摘></p> <p>今後も連携先の拡充を図り、より一層の異分野融合研究の推進を図りたい。食農ビジネス推進センターについては、さらに効果的に機能するように運用を強化することを期待する。スギ花粉米については、新たな枠組みを最大限活用し、事業化を加速させる必要がある。</p>	<p><平成 29 年度></p> <p>異分野との融合研究や、産学官連携を進める中で連携先の拡充を図り、研究の推進を図った。また、クロスアポイントメント制度を活用して平成 29 年 5 月に食農ビジネス推進センターのプロジェクトプランナーを増員するなど機能強化を図り、更に効果の高い連携活動が行えるよう「成果カタログ」等技術移転ツールの整備を行った。スギ花粉米については、実用化の実現に欠かせないエビデンスの取得につなげるため、材料提供の公募に応募してきた 2 医療機関で臨床研究を進めた。</p>

	<p><国立研究開発法人審議会からの指摘> 異分野融合によって優れた成果が得られていることは評価できるが、例えばキクのゲノム編集を世界で初めて成功させた成果については、一般の方にはインパクトの大きさが伝わらない。成果の内容を生活に身近にかかわる事柄に落とし込んで伝える工夫をして、一般の方たちへも優れた研究成果が伝わることを期待したい。</p>	<p><平成 30 年度> 農業・食品分野での「Society5.0」の早期実現に向けて、食農ビジネス推進センターに統括ビジネスコーディネーター及びビジネスコーディネーター、地域農研にビジネスコーディネーターを新設し、民間企業等との強力な連携形成等の取組を強化する。また、情報工学分野との融合研究の核となる農業情報研究推進センターを新設し、理事長の直接的な指揮の下、農業 AI 研究を推進するとともに農業データ連携基盤の構築・運営を行う。 スギ花粉米については、各医療機関において、期待される有効性をアピールして実用化に関心を示す企業と接触を図り、事業化へ向けての懸念要素を払拭できるよう開発者として技術的側面から支援する。</p> <p><平成 29 年度> プレスリリースの表現をより平易な文章とし、ストーリー性を持たせた記事として工夫したほか、一般向けの広報誌・動画・セミナー・展示等多様な広報ツールを用いて、広く研究成果の内容が理解されるよう工夫した。</p> <p><平成 30 年度> 異分野融合・産学官連携によるイノベーション創出によって得られる成果の公表については、新設の「広報戦略室」を中心に、いかに一般の方にインパクトを持って受け入れられるかについて研究段階から十分に検討しながら、進める。特に今後ゲノム編集を行った農業生物の成果公表の際には法律の規制に従った形で、実際に実物を展示し、開発者が説明をするなど、一般の方たちへのわかりやすいアピールに努める。</p>
<p>3 地域農業研究のハブ機能の強化</p>	<p>評定：A <主務大臣からの指摘> ハブ機能の強化は、現場ニーズに応じた研究成果の社会実装などを推進する上で極めて重要なテーマであることから、今後も一層の取組を求める。特に、産学連携コーデ</p>	<p><平成 29 年度> ハブ機能を発揮するため、産学連携コーディネーター、農業技術コミュニケーターを増員するとともに、様々な機会をとらえて生産者・実需者・消費者とのコミュニケーションをとる活動や、</p>

	<p>ィネーター、農業技術コミュニケーターを中心とした現場ニーズの収集・成果普及については、直接現場に出向いて生産者・実需者・消費者等とコミュニケーションを取る活動を強化する必要がある。</p> <p><国立研究開発法人審議会からの指摘> 農研機構は統合して規模の大きい研究機関となったが、統合を生かして地域農業研究のハブ機能においても更に高い成果が創出されることを期待する。</p>	<p>コンタクトシートを活用したニーズの記録と活用を強化した。</p> <p><平成 30 年度> 本部に新設する「産学連携室」には、地域農研の産学連携コーディネーター、農業技術コミュニケーターを統括する地域ハブコーディネーターを設置する。加えて、食農ビジネス推進センターに統括ビジネスコーディネーター、地域農研にビジネスコーディネーターを新設し、地域の企業等を対象にしたネットワーク形成等の取組や資金提供型共同研究などの産学連携活動を強化し、地域ハブ機能の一層の強化を図る。 また、産学連携コーディネーターや農業技術コミュニケーターの活動については、年度当初に時期や目標を入れた活動計画を策定し、その進捗確認を行うことで、PDCA サイクルを強化し、現場におけるコミュニケーションの振り返りを密にし、相互信頼の構築を行う。</p> <p><平成 29 年度> 地域農業研究センターと本部や研究部門等が連携・協力し、統合によるメリットを生かして現場ニーズに対応する仕組みを構築した。引き続き、ハブ機能を活用して、全国へ普及できる成果については積極的にアピールし、普及に取り組んだ。また、普及段階にある技術については、公設試や普及組織等と連携を図りながら、現地実証試験や現地導入を積極的に進めた。</p> <p><平成 30 年度> 新設の地域ハブコーディネーター、ビジネスコーディネーター等により、地域農業研究のハブ機能の一層の機能強化を図り、高い成果の創出を目指す。</p>
<p>4 世界を視野に入れた研究推進の強化</p>	<p>評定：A <主務大臣からの指摘> 国際水準の研究開発成果の創出については、応募制の研究資金制度による採択課題の進行管理を含め資金制度が有効活用されるようマネジメントすることが重要である。</p>	<p><平成 29 年度> 国際共同研究スタートアップ制度を新たに設けて、採択課題の進行管理を含めたマネジメントを実施することで、資金制度の有効活用を図った。</p>

	<p>また、FAO/IAEA との共同研究契約についても農研機構の研究蓄積を生かして研究推進を主導し、国際貢献につながる成果の創出を期待する。</p> <p>グローバル・フードバリューチェーン戦略への貢献については、我が国の農産物の輸出促進につながる研究開発のマネジメント体制の整備を期待する。</p> <p>JIRCAS との協力体制については、開発途上国地域向け研究の推進に関するノウハウの吸収も意識し、一層の連携を進めることを求める。</p> <p><国立研究開発法人審議会からの指摘></p> <p>MOU 締結やワークショップ開催については、件数だけでなく、国内農業への効果や国際的な貢献といった成果を視野に入れて推進されることを期待する。</p>	<p>FAO/IAEA との共同研究に関しては、国際貢献につながる成果の創出に向けて、緊急時の食品及び農産物の放射性物質モニタリングや農産物の放射性物質の移行係数に関する取りまとめなどに対応した。</p> <p>グローバル・フードバリューチェーン戦略では、担当理事のマネジメントを強化し、農業研究業務Ⅲの全課題を対象に研究成果を精査し、研究の方向性の明確化に向けた検討を始めた。</p> <p>JIRCAS とは、国際シンポジウムの共催等を通じ、共同で海外の研究機関との連携体制構築を図った。</p> <p><平成 30 年度></p> <p>平成 29 年度に新設した国際共同研究スタートアップ制度を本格的に運用し、申請課題の十分な審査を経つつ、実施課題数を増加させるとともに、成果の評価を行うことで、一層の資金の有効活用を図る。</p> <p>FAO/IAEA に関しては、平成 29 年度の取組みを継続し、IAEA と協力することで、国際貢献につながる成果の創出を目指す。この一環として平成 30 年度に IAEA から派遣された研究員を受入れる。グローバル・フードバリューチェーンに関しても、平成 29 年度の取組を継続し、具体的な調査を開始することで、輸出促進につながる研究開発を推進する。</p> <p>JIRCAS とは、国際シンポジウムの開催、平成 31 年度に日本で開催予定の G20 主席農業研究者会議への対応、「遺伝資源に係る行動規範」の作成に、協力して取り組む。</p> <p><平成 29 年度></p> <p>国内農業への影響が懸念される気候変動への対応を視野に入れて、農業分野における温暖化ガス排出削減に向けた国際シンポジウムを開催した。また、国内外の農業に貢献する研究成果の創出のため、我が国と環境の類似する欧州の機関や途上国や中進国で先端的な研究を実施する国際機関等と MOU を締結した。さらに、農研機構の研究蓄積を生かして、FAO/IAEA と共に農業における放射線被害軽減の活動を行うなど、国際貢献のための研究活</p>
--	---	--

		<p>動も推進した。</p> <p><平成 30 年度> 国内外への貢献につながる成果の創出を目指して、農研機構が平成 28 年度に決定した「国際的な視点に立った研究活動の推進に関する基本方針」に沿って、ワークショップの開催や MOU の締結を進めるとともに、その後の交流・連携、国際共同研究の状況をフォローアップする。</p>
<p>5 知的財産マネジメントの戦略的推進</p>	<p>評価：B</p> <p><主務大臣からの指摘> 「知的財産に関する基本方針」の職員への一層の周知と、知的財産マネージャーの増員、外国における知的財産権の積極的取得等を通して、戦略的な知財マネジメントの強化をさらに進める必要がある。特に、研究開発成果の商品化・事業化等にとって最適な知的財産管理の方法の選択については、さまざまなケースに対応できるようにノウハウを蓄積する必要がある。</p> <p><国立研究開発法人審議会からの指摘> 知的財産の不適切な海外流出はあってはならず、優れた研究成果が多数得られているからこそ、それを知的財産としてわが国の国益になるようにマネジメントされることを期待する。 また、知財戦略は以下の 3 つの戦略に分類できる。発明や開発成果の属する分野、また、収益の源泉との関係によって、採るべき知財戦略が変わることを意識してほしい。</p>	<p><平成 29 年度> 「知的財産に関する基本方針」については、更に職員への周知が必要であり、各種研修や会議の場において説明会を行った。知的財産マネージャーに外部人材を登用し、知的財産マネージャー業務を行う者を増員した。農林水産省の海外品種登録出願経費支援を利用して外国出願を行い、平成 29 年度は 2 品種延べ 7 カ国応募し採択されるなど、引き続き海外品種登録出願を進め戦略的な知的財産マネジメントの強化を図った。研究開発成果の商品化・事業化等にとって最適な知的財産管理の方法の選択については、さまざまなケースに対応できるように引き続きノウハウを蓄積した。</p> <p><平成 30 年度> 「知的財産部」を新設することにより、本部の司令塔機能を強化し、知的財産マネジメント体制の強化を図る。</p> <p><平成 29 年度> 育成品種の不適切な海外流出防止については、引き続き、農林水産省の事業を活用し海外品種登録出願手続きを進め、戦略的な知的財産マネジメントの強化を図った。 このほか、優れた育種素材を民間等に提供する場合は、始めに共同研究契約を結び、農研機構の知的財産を確保しつつ民間の育種に貢献した。 研究対象分野によって採るべき知的財産戦略が変わることを</p>

	<p>① 開発成果や価値をどの知財制度をどのように使って保護するかという、保護対象に係る戦略（知財ミックスなど）</p> <p>② 開発成果をどのように活用して収益を得るか、また、どのようにすればそのような開発成果を得られるかという、収益機会に係る戦略（オープン・クローズ戦略など）</p> <p>③ どのようにすれば開発成果の独占期間を最大限実効あらしめるかという、存続期間に係る戦略（ライフサイクルマネジメントなど）</p> <p>※①知財ミックスとは、特許権だけでなく、意匠権、著作権、育成者権、商標権・商号権などを取得し保護（権利付与）を受けることに加え、不正競争防止法による保護（行為規制）を行うことにより、重畳的・補完的に保護すること。</p> <p>※②オープン・クローズ戦略とは、開発した複数の技術について、オープン（ライセンスや標準化）にする部分とクローズ（ノウハウキープや権利化）にする部分を戦略的に組み合わせること。</p> <p>※③ライフサイクルマネジメントとは、改良技術や周辺技術に係る特許権の取得時期をずらすことにより、開発成果の独占期間を実質的に延ばすことが出来るという考え方。</p>	<p>意識し、特許と品種やノウハウを組み合わせる、知的財産の存続期間を延ばすための関連特許の取得に努めるなど弾力的・柔軟で戦略的な対応を行った。</p> <p><平成 30 年度></p> <p>品種や技術の海外流出防止対策強化のため、引き続き農林水産省の海外品種登録出願経費支援を利用して外国出願手続きを進める。また、優れた育種素材を民間等に提供する場合は、共同研究契約に基づき提供することとし、農研機構の知的財産を確保しつつ民間等の育種に貢献するとともに、品種の海外流出防止対策を進める。</p> <p>「知的財産部」には、「知的財産戦略室」を設置することにより、明確な知的財産戦略に基づく知的財産の確保と活用拡大を図る。</p>
<p>6 研究開発成果の社会実装の強化</p>	<p>評定：B</p> <p><主務大臣からの指摘></p> <p>主要研究成果の公表サイトのアクセス件数については、総数だけでなく成果ごとのアクセス数はどうなっているか、ターゲットとしているユーザーが活用しやすい体裁・表現になっているかなど、十分に検証し、研究開発成果の社会実装の強化に向けて一層効果的な情報発信になるように見直していく必要がある。</p>	<p><平成 29 年度></p> <p>ウェブサイト・リニューアルの検討過程で、普及成果情報については成果ごとのアクセス数を把握し、関係部署との情報共有を行った。また、「ターゲットに応じた情報発信」に留意したウェブサイト・リニューアルに向けて検討・作業を行った。加えて、成果の受け手を明示した技術移転用資料「技術 2017」を刊行するなど、受け手を明確にしたコンテンツ作成に努めた。</p> <p><平成 30 年度></p> <p>新設の「広報部」には、「広報戦略室」を設置し、戦略的な広報の強化を図り、農研機構のプレゼンスを向上させる。</p>

<p>7 行政部局との連携強化</p>	<p> 評定：A <主務大臣からの指摘> 緊急時の支援活動等について、引き続き行政部局と連携して迅速かつ的確に対応するとともに、緊急調査研究などのその後のフォローについてもしっかりと取り組む必要がある。 </p>	<p> <平成 29 年度> 緊急時の支援活動として、九州北部豪雨による被害に対応するために九州農政局に設置された営農再開支援チームに参画して、農作物への影響とその対応方策に関する Q&A を作成した。Q&A は、九州農政局から普及関係部署へ発出・共有され、被害現場での対応に活用された。また、初版発出後も被害現場から質問が寄せられたため、随時更新して、農政局へ提供した。また、平成 28 年度に実施した熊本地震による農地・作物生育への影響についての緊急調査研究の結果について、フォローアップとして平成 29 年 6 月に農研機構シンポジウムを熊本市で開催して広く情報を提供した。 </p> <p> <平成 30 年度> 行政部局等と緊密に連携して、集中豪雨や地震等の災害に機動的に対応するとともに、重要家畜伝染病発生時の緊急防疫活動等の危機管理に際しては、国、地方自治体等の要請に応じて積極的に協力する。また、活動後のフォローについてもしっかりと取り組む。 </p>
<p>8 専門研究分野を活かしたその他の社会貢献</p>	<p> 評定：B <主務大臣からの指摘> 引き続き、農研機構の専門性を生かした分析・鑑定・研修等の社会貢献に積極的に取り組むことを期待する。なお、現状では、農研機構 HP のトップページから分析・鑑定・研修の情報にアクセスすることができないので、改善が必要である。 </p>	<p> <平成 29 年度> 引き続き外部からの依頼による分析、鑑定、同定等、家畜及び家きんの病性鑑定を実施するとともに、依頼研究員受入、技術講習、農業技術研修、短期集合研修、農村工学技術研修等の各制度の下で、外部機関からの受講者等積極的に受け入れた。 なお、鑑定や研修等の情報のトップページ掲載については、これらの多くが行政機関や都道府県職員向けに行うもので広く一般向けのものではないことから、適切に選択した上で、一般向けのものについては機構 HP トップページの「研修情報」バナーから関係情報へのアクセスが可能となっている。 </p> <p> <平成 30 年度> 高い専門性が必要とされる分析及び鑑定を、行政、大学、各種 </p>

		<p>団体等の依頼に応じ実施するとともに、講習会・研修会の開催、海外機関も含めた研究生の受入に積極的に取り組む。また、講習・研修については、アンケートの意見等を元によりニーズに沿ったものとなるよう努める。</p>
<p>9-(1) 生産現場の強化 ・経営力の強化</p>	<p> 評価：B <主務大臣からの指摘> 研究セグメント体制が生かせるよう、セグメント全体での体系的な研究成果の創出に向けた研究推進を期待する。 【重要度：高】とした水田輪作体系の確立には長期間を要することから、研究フェーズ毎の達成度評価を適切に行うこと等によって、コア技術の開発と体系化技術実証の着実な進展を期待する。 自己評価によって抽出された課題について、予算配分の工夫や地域ハブ機能との連携によって、進捗に遅れが見られる課題の加速化、広範にわたっている現地実証研究の円滑化が図られることを期待する。 </p>	<p> <平成 29 年度> ホールクroppサイレージ用水稲新品種「つきすずか」、微細断収穫機、及び高密度輸送と低温でも発酵を促進し変敗を防ぐ乳酸菌「畜草 2 号」を組み合わせ、セグメント間の連携に基づく重点普及成果として選定された「高品質・低コストのイネ・ホールクroppサイレージ生産体系」の社会実装を東日本・西日本での技術実演会などを通じて進めた。また、UAV を活用した診断技術開発については統一仕様による機器を一斉導入し、作業技術・畜産分野における推進会議等を通じて、セグメント内連携を進めた。 機構評価委員として選任された学識経験者・農業者及び実需者等に、それぞれの研究フェーズに対応した達成度評価へのご助言をいただきながら、コア技術の開発と体系化技術実証を着実に進展させた。 課題構成の見直しや内部研究担当グループの新設・要員配置、予算配分の工夫等により、進捗に遅れが見られる課題の加速化を進めた。現地実証研究の推進にあたっては、引き続き各地域における公設試験研究機関や普及機関との連携に努めるとともに、拡充された産学連携コーディネーター、農業技術コミュニケーターを通じて研究開発成果の現場への移転を促進するなど、円滑に推進した。さらに、現地実証試験を実施する上で注意すべき点を「ガイドライン」としてとりまとめた。 <平成 30 年度> 自給飼料の生産、収穫、調製、給与まで含めた利活用法のマニュアル策定や、ICT を活用した診断システムとこれによる営農管 </p>

	<p><国立研究開発法人審議会からの指摘> 水田作や畑作における生産性・収量性向上の研究成果に期待する。</p>	<p>理上の処方箋策定について研究を推進する。また、作業技術・畜産分野における推進会議等を通じ、セグメント内連携を強化する。</p> <p>平成 29 年度に策定した中課題目標を活用して達成度評価を適切に行うとともに、機構評価委員として選任された学識経験者・農業者及び実需者等に、それぞれの研究フェーズに対応した達成度評価へのご助言をいただきながら、引き続きコア技術の開発と体系化技術実証の着実な進展を図る。</p> <p>課題構成の見直しや予算配分の工夫等により、進捗に遅れが見られる課題の加速化を進める。現地実証研究の推進にあたっては、引き続き各地域における公設試や普及機関との連携に努め、産学連携コーディネーター、農業技術コミュニケーターを通じて研究開発成果の現場への移転を促進するとともに、「現地実証試験の円滑な実施に向けたガイドライン」に基づく推進を図る。</p> <p><平成 29 年度> 農業研究業務Ⅱで育成される新品種・系統を活用した収量性向上研究について、農水委託プロジェクト等を通じたセグメント間の連携に基づき取り組み、需要の高まりにもかかわらず供給が追いついていない業務用米について、「あきだわら」、「やまだわら」、「つきあかり」の栽培マニュアルを配布し、これら開発品種の普及拡大に取り組んだ。また、農業機械化促進業務で開発した高速高精度汎用播種機を活用し、理事裁量経費を活用した実証試験を実施して、生産性の向上につなげた。</p> <p><平成 30 年度> 農業研究業務Ⅱで育成される新品種・系統を活用した収量性向上研究について、引き続き農水委託プロジェクト等を通じたセグメント間の連携に基づき取り組む。また、農業機械化促進業務で開発した高機能な農業機械を活用し、生産性の向上につなげる。</p>
	<p>評定：B</p>	

<p>9-(2) 強い農業の実現と新産業の創出</p>	<p><主務大臣からの指摘> 研究セグメント体制が生かせるよう、セグメント全体での体系的な研究成果の創出に向けた研究推進を期待する。</p> <p>先導的でインパクト性の高い品種育成に向けターゲットを明確にした品種育成の推進に期待する。併せて実需者、生産者、普及組織等との早い段階からの連携等、速やかな品種普及につながる取組を引き続き求める。</p>	<p><平成 29 年度> 大課題 9「農業生物の機能解明」で開発すべき品種特性の基盤研究を進め、大課題 8 の「先導的品種育成」へ提供することで、穂発芽耐性に優れる北海道向け硬質小麦新品種「北海 265 号」を開発した。また、大課題 8 の「多収イネの育種素材開発」（難易度高）については、大課題 9 の「生産性向上・有用形質付与のための基盤技術」において開発されるゲノム編集技術を直ちに応用し、素材開発とその評価を加速させるなど、セグメント内の連携により社会実装に繋がる体系的な研究成果の創出を進めた。</p> <p>更に、業務用水稲品種育成については、当セグメントで育成した品種の栽培マニュアルを農業研究業務 I で作成するなど、セグメント間の連携に取り組んだ。</p> <p>農業競争力の強化に資するため、イネ、ムギ、ダイズについては低コスト・安定生産に貢献できる、多収や病虫害抵抗性品種の開発に注力し、先導的品種の育成に向けて、社会のニーズを先取りして取り組んだ。更に、育種目標の設定時から、実需者や生産者のニーズを反映するとともに、候補系統が開発できた段階で、普及組織との連携を密にして、速やかな普及・普及拡大につなげるよう取り組んだ。</p> <p><平成 30 年度> 昨年度に引き続き、大課題 9「農業生物の機能解明」において重要農業形質のゲノム解析や遺伝子機能の解析を進め、得られた成果を大課題 8 の「先導的品種育成」と連携して品種育成を進めることで効率的にゲノム育種を推進する。加えて、大課題 8 の「多収イネの育種素材開発」（難易度高）に対して、大課題 9 の「生産性向上・有用形質付与のための基盤技術」で植物への適用が進むゲノム編集技術を用いることで、この素材開発と素材候補の評価を加速化するなど、セグメント内の連携により体系的な研究成果の創出に取り組む。</p> <p>また、昨年度に引き続き、セグメント間の連携にも意識して取り組む。</p>
-----------------------------	--	--

	<p><国立研究開発法人審議会からの指摘> スギ花粉米については高い成果が得られているが、中長期目標期間中での到達点を明確にし、目標にある「新産業の創出」に繋がる取組が更に進捗するよう期待する。</p>	<p>更に、農業競争力の強化に資するために、イネ、ムギ類、ダイズについては低コスト・安定生産に貢献できる、多収や病虫害抵抗性品種の開発に引き続き注力する。加えて、先導的品種の育成に向けた社会のニーズの先取りに努め、育種目標の設定時から、実需者や生産者のニーズを反映するとともに、普及組織との連携を密にして、開発する品種の速やかな普及・普及拡大につなげる。</p> <p><平成 29 年度> 組換え作物を用いた医薬品・機能性成分を生産する技術に関しては、今中長期目標期間中において、臨床研究や現地実証試験を可能な限り民間事業者を含む関係機関と連携して実施し、これらの研究成果を民間事業者等に移転することにより、速やかな産業化を目指すこととしている。これらに向けて、スギ花粉米については、材料提供の公募に応募してきた病院、大学医学部に提供し、オープンイノベーションによって実用化に欠かせないエビデンスの取得のための臨床研究を実施した。今中長期目標期間中にスギ花粉米のヒトでの有効性を検証し、農作物の医農連携分野への活用の先進事例として将来の社会実装・産業化への道筋をつけるよう取り組んだ。</p> <p><平成 30 年度> 今中長期目標期間中の到達点は、スギ花粉米の商品開発を進める企業が現れ、商品化に関して農研機構の手を離れることである。そのため、商品化を進める企業に対して、スギ花粉米が免疫寛容を誘導するメカニズムや具体的なコンストラクト、知的財産等に関して情報提供を行うこと、需要に見合った量のスギ花粉米を供給できるように栽培体制の構築準備を進めることで、民間企業との協働で「新産業の創出」に努める。</p>
<p>9-(3) 農産物 ・食品の 高付加価</p>	<p>評価：B <主務大臣からの指摘> 研究セグメント体制が生かせるよう、セグメント全体での体系的な研究成果の創出に向けた研究推進を期待する。</p>	<p><平成 29 年度> 当セグメントは、「バリューチェーンの構築」と「レギュラトリーサイエンスへの貢献」に課題が整理されているが、我が国の</p>

<p>値化と安全・信頼の確保</p>	<p>食品の栄養・健康機能性の研究に関しては、中長期目標に対応して機能性農産物・食品に関する情報提供の充実を引き続き進めるとともに、産学官連携や地域ハブ機能での取組と共同し6次産業化の促進への貢献を加速化させることを期待する。</p> <p>自己評価で抽出された課題について、研究開発成果の移転先等との連携強化に向けたフードチェーンアプローチのあり方を早期に示し、社会実装の取組が強化されることを求める。特に民間セクターへの技術移転の進捗を期待する。</p>	<p>農産物の高付加価値化には品質及び安全・信頼の確保が不可欠であり、両者を一体として取り扱うことにしている。</p> <p>セグメント体制を生かして、果樹や茶等の高付加価値化因子としての香りについて、セグメント全体として一体的研究体制の構築を進め、国内農産物の新規需要や輸出振興に向けた研究を推進するなど、体系的な研究成果の創出に向けて取り組んだ。</p> <p>情報提供の充実に関しては、引き続きデータベースの拡充と農林水産物の機能性表示食品制度への対応を進めた。6次産業化についても機能性表示食品制度への申請を前提に研究を進めた。</p> <p>具体的には、機能性を有する農林水産物に関するデータベースにおいて現在までに入力されているデータの内容、構造等を精査し、今後追加・拡充が必要となるデータを明確化し、追加・拡充するとともに、利用拡大に向け公開方法を検討した。また、産学官連携、地域ハブ機能と共同した6次産業化の促進については、委託プロジェクトで地域特産物（ホウレンソウ、リンゴ、トマト、野沢菜、納豆、ヘチマ）の機能性表示に向けた機能性評価を進めるとともに、機能性弁当の民間企業での販売に向けた取組を加速した。</p> <p>自己評価で抽出された課題について、「『知』の集積と活用」の研究開発プラットフォームや共同研究の推進により企業と連携強化を図るとともに、食農ビジネス推進センターとの連携により、開発した技術の社会実装を進めた。</p> <p><平成30年度></p> <p>引き続き「バリューチェーンの構築（高付加価値化）」の課題と「レギュラトリーサイエンスへの貢献（安全・信頼の確保）」の課題の関係を、「安全・信頼の確保は、国産農産物・食品に必須の基盤」と整理し、スマートフードチェーンの構築に向けて一体的に実施する。</p> <p>具体的には、今後、果樹、茶、野菜、花きの高付加価値化や品質の差別化が期待できる香りについて、セグメント内はもとよ</p>
--------------------	---	---

	<p><国立研究開発法人審議会からの指摘> ヒ素とカドミウムの同時低減技術の開発は重要な成果である。今後の技術の普及に期待する。</p>	<p>り、機構全体として一体的に研究を実施する体制の構築を更に進める。また、Society5.0 実現に向けてセグメント全体としての研究推進体制を検討する。</p> <p>食品の栄養・健康機能性に関する情報提供の充実については、引き続きデータベースの拡充と農林水産物の機能性表示食品制度への対応を進める。6次産業化についても機能性表示食品制度への申請を前提に研究を進める。</p> <p>具体的には、引き続き農作物の酸化ストレス消去能等の栄養・健康機能性の評価を進め、データベースへ登録する。また、農研機構の地域農研のハブ機能を活かした取組を含め、食品企業、地域の大学の医・農学部及び公設試等と連携して、地域特産物の機能性表示に向けた機能性評価を進める。</p> <p>自己評価で抽出された課題については、「『知』の集積と活用」研究開発プラットフォームを活用した技術移転先の開拓や資金提供型共同研究等の推進、食農ビジネス推進センターとの連携により企業との連携強化と社会実装を進める。</p> <p><平成 29 年度> 生産段階でのヒ素等の有害化学物質低減のため、水管理による水稲のヒ素とカドミウムの同時低減技術を行政部局との連携を図りながら全国展開するとともに、水管理手法の高度化や吸収抑制資材の利用技術開発等、低減技術の更なる信頼性確保に向けた研究を進めた。</p> <p><平成 30 年度> 生産段階でのヒ素等の有害化学物質低減のため、これまでの水稲のヒ素とカドミウムの低減効果を気象や土壌要因を加味して解析し、地域特性を考慮して水管理、資材施用等を組み合わせ、各地域で圃場適合性を検証するとともに、カドミウム低吸収性水稲品種とヒ素低減のための水管理を組み合わせた安定栽培技術の実証試験を行政部局との連携を図りながら各地域で実施する</p>
--	--	--

<p>9-(4) 環境問題の解決・地域資源の活用</p>	<p>評価：B <主務大臣からの指摘> 研究セグメント体制が生かせるよう、セグメント全体での体系的な研究成果の創出に向けた研究推進を期待する。</p> <p>自己評価で抽出された課題について、理事裁量経費等の活用により目玉となる成果の創出につながる研究の進捗の加速化を期待する。</p> <p><国立研究開発法人審議会からの指摘> 持続的な農業生産活動や、国土・地域環境の保全等、多面的機能の発揮にも貢献できる重要な研究を実施してい</p>	<p>など、信頼性確保に向けた研究を進める。</p> <p><平成 29 年度> セグメント全体での体系的な研究成果の創出に向けて、大課題 16「気候変動対応」で開発した 1km メッシュ農業気象データ配信システムを用いて、イネ稲こうじ病の薬剤散布適期判定システムを大課題 18「持続型農業技術」で開発するなど、セグメント内の連携を強化した。</p> <p>理事裁量経費に設定した「研究加速化経費」は、気候シナリオの「農研機構メッシュ農業気象データ」への実装や農業気象モバイルアプリ開発等、目玉成果につながる研究課題に重点的に配分し、進捗を加速化した。</p> <p><平成 30 年度> 1kmメッシュ農業気象データ版イネ稲こうじ病の薬剤散布適期判定システムの開発を更に進めるとともに、平成 29 年度の特筆すべき成果となった大課題 17「生産基盤強靱化」の圃場レベルにおける水管理遠隔・自動制御装置について、大課題 16 の栽培管理支援システムと連動し、高度利用の検証につなげるなど、セグメント全体で研究成果の創出を図る。</p> <p>また、セグメント内だけでなくセグメントを超えた連携、異分野との連携も強化し、特に、ICT 活用による農業分野の Society5.0 につながる研究を推進する。</p> <p>引き続き、農業研究業務Ⅳのマネジメント方針に「目玉成果のイメージ作り」を打ち出し、理事裁量経費で、マネジメント方針に沿った経費を設定する。目玉成果につながる研究課題に重点的に予算配分することによって、進捗の加速化を進める。</p> <p><平成 29 年度> 農業の持つ多面的機能の維持・発揮につながる研究では、多面的機能の中で比較的新しい概念である生態系サービスについて、</p>
------------------------------	---	---

	<p>る。農地内だけでなく地域全体を視野に入れた研究や、他省・他産業などの他研究機関との連携をさらに進め、農林水産研究基本計画にも示されている「多面的機能」の発揮に繋げてほしい。</p>	<p>農業が享受する生態サービスの評価手法の開発として、訪花昆虫による送粉サービスの評価と植生管理技術の開発を進め、また、農業活動に伴う生態系サービスへの影響評価手法の開発として「鳥類に優しい水田がわかる生物多様性の調査・評価マニュアル」を作成した。</p> <p>これらの研究を進めるにあたっては、農研機構のみならず、他省・他産業などの研究機関・大学等と連携・協力しながら、多面的機能を健全な農業を営むことで副次的に得られる効果として捉える視点を超えて、積極的に打ち出す中で活力ある農業・農村を再構築していく視点で、取り組んだ。</p> <p><平成 30 年度></p> <p>引き続き訪花昆虫による送粉サービスの評価と植生管理技術の開発を進めるほか、「鳥類に優しい水田がわかる生物多様性の調査・評価マニュアル」を活用し、国交省のエコロジカルネットワークの推進に関連して、他省等との連携を進める。また、生産に直接係る機能だけでなく、流域の水資源管理手法や地下水管理技術等も手がけ、流域を単位とする地域全体の機能評価を進める。特に、水田の洪水防止機能については適切な機能発揮のための水管理手法について、新潟大学、北陸農政局等と連携し取り組む。また、大学の人文・社会科学系の分野や多面的機能支払の実施地区と連携し、地域資源管理のためのアプリケーションの開発を含め、住民参加による地域資源管理手法に関する研究を進めることにより、日本型直接支払制度を後方支援していく。</p>
<p>10 種苗管理業務の推進</p>	<p>評定：B</p> <p><主務大臣からの指摘></p> <p>今後も行政部局や関係機関と密接に連絡調整を図り、適正な品種登録の実施、優良種苗の流通確保に向けた種苗管理業務の質の向上及び業務運営の効率化が実施されることを期待する。</p>	<p><平成 29 年度></p> <p>「ばれいしょ原種及び原種生産に係る北海道連絡会」を2回開催し、道庁・生産者団体等と生産状況、栽培管理、検定技術等に関する情報交換・連絡調整を行った。また、研究開発部門の植物病理研究者や民間の種苗業者が参加した種子病害ネットワーク会合を6回開催し、種子病害検査法、国際情勢等について情報を共有した。併せて、法人統合のメリットを生かし、新たに谷和原畑圃場において、レタスなどの栽培試験を実施した。</p>

		<p><平成 30 年度> 平成 29 年度の取組に加え北海道農業研究センターとの共同研究で開発された黒あし病の検定法の実装を進め、ばれいしょ原原種の品質向上と検定作業の効率化を図る。また、農研機構内のほ場資源を活用し、水稻の栽培試験の実施や農研機構内で育成された水稻品種の種子増殖に向けて水稻の試作を行う。</p>
<p>11 農業機械化の促進に関する業務の推進</p>	<p>評定：B <主務大臣からの指摘> 引き続き、農業機械の検査・鑑定における成績書の早期提出を図る必要がある。 また、技術革新が速くなっている中で、一定期間おきに、審議会の意見を聴いて定める基本方針に開発対象を位置付ける現行スキームでは、迅速で機動的な対応が難しくなっていることなどから農業機械化促進法を今通常国会で廃止するとともに、農業機械の安全性の検査や農業機械の研究開発については、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法を改正し、農研機構の業務として位置付けることとなったことから、平成 30 年度からは、農研機構が実施主体となり、①国際流通に必要な基準に基づく農業機械の安全性の検査、②担い手や異分野メーカー等との連携により、国際競争性を有した農業機械の開発に向けた試験研究等の業務を確実に実施する必要がある。</p>	<p><平成 29 年度> 型式検査での実機試験省略を 23 件に適用するなど、利便性の向上を図り、成績書の早期提出に努めた。 農業機械化促進法の廃止に伴い型式検査が廃止されることを受け、現場が求める農業機械の安全性の確保に万全を期し、また、担い手の技術ニーズに中長期目標期間で迅速で機動的・弾力的に対応できるよう新たな検査及び研究開発体制を構築するため、体制整備案（「研究推進組織に係る組織体制の見直しの方向」平成 30 年 1 月 25 日）を策定し、平成 30 年度からの新たな組織体制を役員会（3 月 22 日）で決定した。その際、国際性の視点に配慮しつつ、農研機構内外の関係機関との機動的な連携ができる環境を整えることに留意した。</p> <p><平成 30 年度> 各種農業機械における安全装備、安全キャブ・フレームのほか、ロボット農機や自動化農機等の先進的な機械・装置を対象とした安全性検査制度を発足させ、国際標準との整合性を図りつつ効率的かつ効果的に推進していく。 また、異分野を含む、農業機械化に取り組む機械メーカー、関係団体、研究機関等との連携や担い手等の現場からのニーズを踏まえ、国際競争性を有した農業機械の開発に向けた試験研究等の業務が確実に実施できる産学官連携体制（農業機械技術クラスター）を構築する。</p>

<p>12 生物系特定産業技術に関する基礎的研究の推進</p>	<p>評価：A <主務大臣からの指摘> 研究成果のPRについては、各事業における推進会議やシンポジウムの開催、研究成果集の作成などを行うとともに、「アグリビジネス創出フェア2016」に参画し、研究成果をパネル展示やセミナー等で紹介するなど、様々な周知活動を行っており、一部には、商品化・事業化に向けたマッチングが図られるなど、一定の効果も見られるが、これらの取組は点的なものであることから、今後、企業等へ直接働きかける等の取組を戦略的に進めていく必要がある。</p>	<p><平成29年度> 研究成果の普及や社会実装を進めるため、平成29年度から、 ① 生研支援センターが実証事業の研究代表者等を現地に派遣し、研究者自ら直接他の地域へ研究成果を普及する講師派遣の取組を開始した。 ② 研究成果の普及等に係る生研支援センターの体制強化（担当審議役の設置、民間企業等経験者を契約職員として2名受け入れ）等を行い、取組の更なる強化に努めた。</p> <p><平成30年度> 平成29年度の取組に加え、10月に東京駅や羽田空港からアクセスがよく、利便性が高く、製造業等の企業も多く立地する川崎市へ移転することを契機として、研究成果の社会実装の促進に向け、 ① 優れた研究テーマの応募が増えるよう異業種の企業等への働きかけとして ・委託研究の提案促進のための研究機関・企業等への訪問 ・提案の充実に向けた説明会・研修の実施 ② 研究成果の普及に向けたマッチングと事業化支援等として ・委託研究から発生する技術シーズのマッチングのためのセミナーの開催とそのフォローアップ活動 ・企業等からの相談対応・成果紹介 ・外部人材を活用した事業化支援や他の資金配分機関との連携の検討 ・新規事業により研究成果の普及等に取り組むグループへの支援 を戦略的に実施することとしている。</p>
<p>13 民間研究に係る特例業務</p>	<p>評価：B <主務大臣からの指摘> 繰越欠損金の解消に向けて、売上納付額を増加させるための更なる取組の強化が必要である。</p>	<p><平成29年度> 平成29年度において、生研支援センターの体制強化（係長の1名増員、担当の研究リーダー1名の配置）を行い、引き続き「繰越欠損金の解消に向けた計画」に基づき、外部専門家（中小企業</p>

		<p>診断士)による商品化・事業化の指導・助言等の取組を実施し繰越欠損金を縮減した。</p> <p><平成30年度> 平成29年度の活動に加え、更に効果的なマネジメントを実施するため、新たに経営内容の分析に長けた専門家(公認会計士等)を採用し、委託先の財務状況確認体制を強化する。</p>
--	--	--

*1：主務大臣からの指摘は平成28年に係る業務の実績に関する評価書の<今後の課題>を、国立研究開発法人審議会からの指摘は、<審議会からの意見>を示す。

(3) II 業務運営の効率化に関する事項

評価項目	主な指摘事項*1	平成29及び平成30年度の運営、予算への反映状況
1 業務の効率化と経費の削減	<p>評価：B <主務大臣からの指摘> 今後も、経費の削減や、調達の合理化に向けた取組を継続されたい。特に、一般管理費や業務経費については、現行の第4中長期期間の最終年度(平成32年度)までは、毎年度削減の数値目標が課されることから、業務に支障のないことに留意しつつ、さらなる削減に向けて適切に取り組む必要がある。</p>	<p><平成29年度> 研究機器等の保守管理業務等の見直しやエネルギー使用の年平均1%削減に向けた中長期計画の策定等により節減を実行し、一般管理費、業務経費ともに数値目標を達成した。また、調達等合理化計画を策定し、数値目標の達成も含め、計画を着実に実施した。</p> <p><平成30年度> 研究機器及び設備の保守業務等の見直しを行うとともに、施設の集約化等により一般管理費等の削減に取り組む。また、調達等合理化計画を策定し、一者応札・応募の改善を図るとともに、試薬や研究用消耗品に係る単価契約の新たな品目の追加により調達期間を短縮する。</p>
2 統合による相乗効果の発揮	<p>評価：B <主務大臣からの指摘> 組織・業務の再編については、統合による相乗効果が一層発揮されるよう継続的なフォローアップが必要である。業務の定期的な見直し・検討を行い、さらに効果的な改善が可能かどうかの検討を行うことを求める。</p>	<p><平成29年度> 法人統合により設置した新組織については、統合による相乗効果等、設置の目的が十分に発揮されているかフォローアップを実施した。 研究拠点及び研究施設・設備等の集約について、研究資源集約</p>

	<p>研究拠点及び研究施設・設備の集約については、研究資源集約化委員会において、引き続き研究拠点及び研究施設・設備の集約化に向けた検討を進め、具体的な計画を策定する必要がある。</p>	<p>化委員会を中心に検討を加速し、平成 30 年度からの施設集約化 5 か年計画を策定した。</p> <p><平成 30 年度> フォローアップ結果を活用し、統合による相乗効果が発揮できる体制づくりに引き続き努める。 施設集約化 5 か年計画について、工程表に基づき、対象施設毎に個別計画を策定して重点的に取り組む。</p>
--	--	---

*1：主務大臣からの指摘は平成 28 年に係る業務の実績に関する評価書の<今後の課題>を示す。

(4) IV その他業務運営に関する重要事項

評価項目	主な指摘事項*1	平成 29 及び平成 30 年度の運営、予算への反映状況
<p>1 ガバナンスの強化</p>	<p>評価：B <主務大臣からの指摘> 引き続き研究費等の経理処理の適正化に向けた再発防止策に継続的に取り組むとともに、内部統制の徹底、コンプライアンスの推進、情報セキュリティ対策の強化及び環境対策・安全管理の推進等の重要事項が組織全体に徹底されるよう、ガバナンスの強化に一層取り組むことを求める。</p>	<p><平成 29 年度> 研究費等の経理処理の適正化に向けた再発防止策については、監査室による取組状況に対するフォローアップ調査の結果を踏まえつつ、業務の効率化にも配慮し、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部資金担当者打合会を開催して研究費の使用ルールを統一化。 ・研究費の不正使用等防止に関して、全ての研究費関係職員等を対象に研究費の使用に関する基本的なルール等を理解させる研修を e-ラーニングにより実施。 ・「研究費の使用に関するハンドブック」（平成 29 年 5 月改訂）を活用して研究費の使い方に係る事務処理手続き及び使用ルールを周知。 ・試薬及び研究用消耗品の一括単価契約の品目拡大により調達手続きを簡素化。 ・つくば管理センター検収チームでの一元化による検収の徹底を継続実施。 ・研究に従事する職員のうち、新たに誓約書の提出が必要となった者から、不正に関与しない旨の誓約書の提出。 ・研究活動に関わる者を対象に、不正行為の防止に向けた研究倫理教育を JSPS e-ラーニング等により実施。

		<p>・外部研究資金への申請・参加制限が課せられている職員への指導の徹底。予算執行管理を強化するため、会計システムを改善。また、重大リスクに対するリスク管理活動の推進、職場ミーティングによるコンプライアンス意識の向上に努め、コンプライアンスを含め内部統制の強化を図った。</p> <p>情報セキュリティ対策については、政府統一基準群及び農林水産省セキュリティポリシーに準拠して手順書の策定を進めたほか、策定した基本方針に基づき、情報セキュリティ体制の役割別に教育や研修を行い、実効性を高めた。また、サポート終了ソフトウェアの起動制御等により、対策機能の拡充を進めた。</p> <p>法令に基づく管理が必要な全ての化学物質について、本部が一元的に管理できるシステムを整備したほか、各種研究会の実施により、安全管理に関係する人的資源の育成を図った。</p> <p>労働安全に関しては、農業機械の事故発生の際には原因の究明・作業手順の再確認・再発防止策の策定及び周知を行った。また、理事長が表明する労働安全衛生方針の見直しを行い、より具体的な内容として各事業所に通知した。そのほか、年1回の労働安全週間に農研機構全体として取り組み、事業場ごとに、毎月労働安全委員会の開催や職場巡視を行った。また、衛生管理者による巡視も週1回行うなど安全管理の徹底を図った。</p> <p><平成30年度></p> <p>研究費等の経理処理の適正化については、適正な経理処理ルールを職員が確認するようe-ラーニングを引き続き実施するなど、リスク課題の一つとしてリスクの低減に取り組む。また、新たに研究不正防止策等へ取り組むとともに、全職員を対象としたコンプライアンスアンケート分析結果を踏まえた職場ミーティングによってコンプライアンス意識向上に努めることなどにより、コンプライアンス推進を含めた内部統制の強化を図る。</p> <p>情報セキュリティ対策については、政府統一基準群及び農林水産省セキュリティポリシーに準拠して手順書の策定を完了させるほか、引き続き情報セキュリティ体制の役割別に教育や研修を行い、実効性を高める。また、未知の不正プログラムの検知技術</p>
--	--	--

	<p><国立研究開発法人審議会からの指摘> ガバナンスの強化にあたっては、事案発生時の対応のみならず、常日頃から、職員による各種制度・ルール等の認識状況の把握や、組織内における内部統制システムの点検に努めるとともに、役職員間及び研究者・総務担当者間のコミュニケーションの強化等により、事案の発生が未然に防止されることが望まれる。</p>	<p>を導入し、インシデント発生 of 未然防止や被害拡大防止の機能を高度化する施策を進める。 薬品管理システムの登録情報に基づいた管理計画を策定し、化学物質の環境保全・安全衛生対策を推進する。 労働安全衛生に関し、労災件数が増加傾向にあることから、ヒヤリハット活動の推進、労災防止ポスターの掲示及び各事業場の活動のフォローアップを行うなど、本部による活動を強化し、PDCA サイクルをしっかりと回す。</p> <p><平成 29 年度> これまで各種制度・ルール等については、本部及び研究センター等の担当者間で情報共有を行っていたが、平成 29 年度では研究者と総務担当者を交えた意見交換の場を設け、研究現場の現状を把握し問題解決に向けて検討するなどコミュニケーションの強化を図った。 内部統制システムについては、役員会において、監事とその他役員が意見交換を行うほか、農研機構の主要業務を分類し、それぞれについて規程等の整備、業務改善の取組、リスクマネジメントの実施等内部統制強化への取組状況を俯瞰できる図を作成するなど、点検体制を強化した。また、所長等会議での研究センター等の所長からの報告時間を十分に確保し、本部との連携を図った。 監事監査では、内部統制システムの構築・運用状況、現状の課題等に関する意見を役職員から直接聴取するとともに、組織改善・業務運営状況、職員の安全管理、リスクマネジメントの実施状況等について確認し、必要な指摘、提言等を行った。更に、内部監査において、組織内の情報伝達・情報交換の状況、各種制度・ルールの周知度などを職員から直接聴取するほか、法令・規則の遵守に関する点検、経理監査等を行い、役員会で監査実施結果を報告した。</p> <p><平成 30 年度> 所長等会議での研究センター等の所長からの報告時間を十分</p>
--	---	--

		<p>に確保するとともに、報告内容を具体的に指示するなど、これまで以上に本部との連携を図る。</p> <p>監事監査では、内部統制システムの構築及び運用の状況、コンプライアンス事案再発防止への取組などを重点項目として設定し、役員及び本部の幹部職員を始め、研究センター等の所長からも直接意見等を聴取し、内部統制システムの実施状況等について確認し、発見事項は、必要に応じて指摘、提言する。</p> <p>内部監査においては、研究センター等における情報伝達・意見集約の状況、各種制度・ルール の周知度、理解度等を職員から聴取するほか、法令・規則の遵守に関する点検等を行い、監査実施結果を役員会に報告するとともに、指摘事項の改善状況について、フォローアップを実施する。</p>
<p>2 研究を支える人材の確保・育成</p>	<p>評価：B</p> <p><主務大臣からの指摘></p> <p>新たな人事評価システムについては、社会実装への意識付けや人材育成の観点から、全ての研究職員を対象に、平成 30 年度から確実に本格施行させるとともに、その結果を平成 31 年度の処遇に反映させることを求める。また、研究部門から研究支援部門へのキャリアチェンジを推進するための仕組みを構築するなど、研究成果の普及、知的財産マネジメント等を担う人材を着実に育成していくことを求める。</p> <p><国立研究開発法人審議会からの指摘></p> <p>男女共同参画の取組、特に、女性が働きやすい職場環境</p>	<p><平成 29 年度></p> <p>研究開発成果の社会実装への貢献を重視した新たな人事評価システムの早期導入に向け、職務行動評価と目標管理型の業績評価を組み合わせた評価システムを構築し、マニュアルを作成した。また、研究部門から研究支援部門へのキャリアチェンジを推進するため、階層別研修等において研究支援部門等へのキャリアパスを明示した人材育成プログラムの説明等を行い意識の醸成を図るとともに、業績評価においてキャリアチェンジを高く評価するなど、研究職員が自らキャリアチェンジを目指す仕組みを構築した。</p> <p><平成 30 年度></p> <p>研究開発成果の社会実装への貢献を重視した新たな人事評価システムを試行して制度を検証し必要に応じ見直すとともに、処遇等に反映する方策を検討する。なお、研究管理職員については平成 30 年度から本格施行とし、その結果を平成 31 年度の処遇に反映させる。</p> <p><平成 29 年度></p> <p>今後とも、女性を含めた多様な人材が活躍できる職場環境整備</p>

	<p>の整備を進め、厚生労働大臣による「えるぼし」の最高ランク認定を受けたことは、高く評価できる。</p>	<p>を行い、積極的な女性の採用、登用を行う。なお、更に多様な人材の活躍を支援するため男女共同参画推進委員会を平成 29 年 10 月にダイバーシティ推進委員会に発展的に改組し、平成 30 年度からのダイバーシティ推進方針を策定した。</p> <p><平成 30 年度> これまでの男女共同参画の取組を継続するとともに、育児と仕事の両立支援のため、つくば地区にて一時預かり保育室「なるりんルーム」の運営を開始する。</p>
--	---	--

*1：主務大臣からの指摘は平成 28 年に係る業務の実績に関する評価書の<今後の課題>を、国立研究開発法人審議会からの指摘は、<審議会からの意見>を示す。